



第81回定時株主総会 招集ご通知

- **日時** 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
- **場所** 東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービル38階
スカイホール「マリーン」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください)

■ 目次

第81回定時株主総会招集ご通知	1
(株主総会参考書類)	
第1号議案 株式併合の件	3
第2号議案 定款一部変更の件	4
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く)5名選任の件	5
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名 選任の件	9
(添付書類)	
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	29
監査報告	31
株主総会会場ご案内図	

証券コード：4119

平成29年6月12日

株 主 各 位

東京都千代田区神田錦町三丁目20番地

日本ピグメント株式会社

取締役社長 加藤 龍 巳

第81回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第81回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否のご表示をいただき、**平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分（当社の営業終了時間となります）**までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区浜松町二丁目4番1号

世界貿易センタービル38階 スカイホール「マリーン」

（末尾の会場ご案内図をご参照ください）

3. 株主総会の目的である事項

報告事項 1. 第81期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件

2. 会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式併合の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く) 5名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以上

(お願い)

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、代理人により議決権を行使される場合は、当社の議決権を有する他の株主様1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

(お知らせ)

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」および計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.pigment.co.jp/>) に掲載しておりますので本招集ご通知には記載していません。なお、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会および会計監査人が監査をした対象の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.pigment.co.jp/>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しており、その移行時期は平成30年10月1日とされています。

当社は、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて証券取引所が望ましいとする投資単位の水準を維持することを目的として、当社普通株式10株を1株とする株式併合を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

300万株

株式併合の割合に合わせて、現行の3,000万株から300万株に減少させます。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

全国証券取引所による、「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するため、現行定款第7条（単元株式数）に規定される単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。本変更は、第1号議案「株式併合の件」が承認可決されることを条件とし、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって、その効力を生じるものといたします。

なお、第6条（発行可能株式総数）の変更につきましては、株式併合に伴い、会社法第182条第2項の規定に基づき、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に変更されたものとみなします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>3,000</u>万株とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p>	<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数）</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>300</u>万株とする。</p> <p>（単元株式数）</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名全員が任期満了により退任となります。

つきましては経営体制強化のため1名増員し、取締役（監査等委員である取締役を除く）5名の選任をお願いしたいと存じます。

各候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	かとう たつみ 加藤 龍巳 (昭和27年9月4日生) 再任	昭和51年4月 当社入社 平成17年6月 取締役生産本部副本部長兼大阪工場長 平成20年6月 取締役生産本部副本部長兼埼玉川本工場長 平成21年5月 取締役営業本部長 平成23年6月 常務取締役営業本部長、開発本部担当・生産本部管掌 平成24年6月 代表取締役常務取締役営業本部長、開発本部担当・生産本部管掌 平成25年6月 代表取締役社長 平成28年6月 代表取締役社長 社長執行役員（現）	32,000株
取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者とした理由 加藤龍巳氏は、平成17年6月当社取締役、平成24年6月代表取締役常務取締役に就任し、平成25年6月より代表取締役社長をつとめております。取締役就任以来、生産、営業、開発など当社グループを牽引し、経営全般において、その役割・責務を適切に果たしており、今後も更なる当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">井 手 讓 司 (昭和29年3月16日生)</p> <p style="text-align: center;">再任</p>	<p>昭和52年4月 株式会社日本興業銀行入行 平成14年2月 同行管理部長 同年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行管理部長 平成17年6月 当社取締役法務担当 平成23年5月 取締役経営管理本部長、法務担当 平成25年6月 常務取締役経営管理本部長、コンプライアンス統括室・法務・品質保証室・東南アジア担当 平成27年5月 常務取締役経営管理本部長兼経営企画部長、法務コンプライアンス統括室・品質保証室・東南アジア担当 平成27年6月 常務取締役、経営管理本部・総務部・経理部・海外事業管掌、法務コンプライアンス統括室担当 平成28年6月 専務取締役 専務執行役員 経営管理本部・総務部・経理部・品質保証室・海外事業管掌、法務コンプライアンス統括室担当(現)</p>	25,000株
<p>取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者とした理由 井手讓司氏は、平成17年6月当社取締役、平成25年常務取締役、平成28年専務取締役に就任しております。取締役就任以来、内部統制体制の構築、中期経営計画策定の推進などその役割・責務を適切に果たしており、今後も更なる当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	ひらおかまさひこ 平岡正彦 (昭和31年2月12日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 取締役営業本部副本部長兼化成品統括部長 同年6月 ニッピ化成(株) 代表取締役 平成25年6月 取締役営業本部長兼営業開発部長兼営業管理部長、化成品統括部・中国事業担当 平成27年5月 取締役営業本部長兼営業管理部長、樹脂コンパウンド統括部・機能性カラー統括部・中国事業担当 平成27年6月 取締役経営管理本部長、海外事業・品質保証室担当 平成28年6月 取締役 執行役員生産本部長、中国事業担当(現)	22,000株
取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者とした理由 平岡正彦氏は平成22年6月当社取締役に就任しております。当社入社以来、営業、生産、国内・海外の当社子会社の経営などその役割・責務を適切に果たしており、今後も更なる当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補としたものであります。			
4	いま井のぶかず 今井信一 (昭和34年2月23日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	昭和56年4月 当社入社 平成18年7月 経理部長 平成23年6月 取締役経理部長、総務部・システム部担当 平成26年10月 取締役経理部長兼システム部長、総務部担当 平成27年5月 取締役経理部長、総務部・システム部担当 平成28年6月 取締役 執行役員 経理部長、総務部・システム部担当 平成28年7月 取締役 執行役員 総務部・経理部・システム部担当(現)	17,000株
取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者とした理由 今井信一氏は平成23年6月当社取締役に就任しております。当社入社以来、総務、経理、システム部門などその役割・責務を適切に果たしており、今後も更なる当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を引き続き取締役候補としたものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p>みやもと やす ひろ 宮 本 康 弘 (昭和31年11月6日生)</p> <p>新任</p>	<p>昭和55年4月 当社入社 平成22年5月 営業本部着剤統括部長 平成24年6月 大阪ピグメント(株)代表取締役 平成25年6月 取締役営業本部副本部長、樹脂統括部・着剤統括部担当 同年 6月 名古屋ピグメント(株)代表取締役 平成27年6月 取締役営業本部長兼営業部長 平成28年6月 当社取締役退任 同年 6月 上席執行役員営業本部長兼営業管理部長(現)</p>	24,000株
<p>取締役(監査等委員である取締役を除く)候補者とした理由 宮本康弘氏は当社入社以来、営業、国内・海外の当社子会社の経営などその役割・責務を適切に果たしており、今後も更なる当社グループの企業価値向上に貢献することが期待されます。以上のことから、同氏を新たに取締役候補としたものであります。</p>			

(注) 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

その候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
社外取締役候補者 小池敏彦 (昭和35年4月6日生)	平成7年4月 弁護士登録 高城合同法律事務所入所(現 小池・高城総合法律事務所) 平成18年6月 当社社外監査役(平成26年6月退任) 平成26年6月 北越工業株式会社社外監査役(現) <重要な兼職の状況> 小池・高城総合法律事務所 弁護士 北越工業株式会社社外監査役	1,000株

(注) 1.候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2.社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

(1) 小池敏彦氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

(2) 同氏が社外取締役候補者とした理由は、弁護士として企業法務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したものであります。なお、同氏は過去に直接会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の経営を監督していただけるものと判断しております。

(3) 同氏が社外取締役に就任された場合は、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。「社外取締役に会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役に当然に免責するものとする。」

(4) 同氏が社外取締役に就任された場合は、同氏を独立役員(社外取締役)として届け出る予定です。

(5) 同氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。

以上

添付書類

事業報告 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

① 全般的な営業の概況

当連結会計年度における我が国経済は、政府による経済政策や日銀による追加的な金融政策などの効果によって、雇用・所得環境が改善するなか、個人消費の持ち直しもあり、緩やかな回復基調が続きました。このようななか当社グループにおいては、国内での販売は、自動車産業向けおよび家電産業向けを中心に堅調に推移し、東南アジア地区は一部では受注が伸び悩んだものの、好調なインドネシアが牽引し全体としては想定を上回りました。このような結果、当連結会計年度の当社グループの売上高は426億3千1百万円（前期比3.9%増）、経常利益は10億8千9百万円（前期比295.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6億9千1百万円（前期比367.7%増）となりました。

② セグメント別の状況

当社グループのセグメント業績は次のとおりであります。

・日本

国内部門別の概況として樹脂コンパウンド部門は、自動車産業向けエンジニアリングプラスチックを中心に底堅く推移いたしました。

樹脂用着色剤部門は、一部の自動車産業向けやトイレットリー関連および家電産業向けフィルム等を中心に比較的堅調に推移し、概ね想定どおりとなりました。

最後に、加工カラー部門は、一部の自動車産業向けや建材産業向けが比較的堅調に推移し、また、液体分散体が想定以上に堅調であったことから、全体としては想定を上回る結果となりました。この結果、当連結会計年度の売上高は248億6千9百万円（前期比4.4%増）、営業利益は販売構成の変化や経費削減効果もあり6億2千5百万円（前期比431.7%増）となりました。

- ・東南アジア

東南アジアは、タイ、中国向けの受注が伸び悩んだものの、インドネシアにおいては自動車産業向けが車輻のモデルチェンジや新車投入があった影響で受注が増加しました。当連結会計年度の売上高は170億2千8百万円（前期比5.1%増）、営業利益は4億6千8百万円（前期比161.7%増）となりました。

- ・その他

その他は、中国での日系自動車関連の受注が伸び悩み、当連結会計年度の売上高は7億3千3百万円（前期比28.5%減）、営業損失は4千7百万円（前期営業損失1千万円）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、2016年3月に中期経営計画「Challenge2020」ーボーダレス化への再編と新生へのステップーを公表致しました。2016年から2020年の5年間で「次世代の柱を確立し、持続的成長への土台を固める5年」としており、3つの基本方針「①次世代に向けた戦略の舵取り」「②経営基盤の強化」「③ブランド価値向上」を掲げ推進しております。なお、中期経営計画には、資本効率の向上を目指して経営指標とした、ROE、配当性向の目標値を設定しております。

中期経営計画の基本方針に基づき以下の課題に引き続き取り組んでまいります。

注視する課題

《収益力強化》

- ・収益を重視した適正な生産体制の構築
- ・自社製品の拡販
- ・国内外一体の販売強化
- ・分野別の販売チーム体制の構築
- ・機能性カラー分野の資源投入による拡販
- ・ブランド価値向上

《国内外生産体制再構築》

- ・生産拠点の集約・再編
- ・拠点毎の生産品特化
- ・省力化
- ・品質向上

《グローバル化推進》

- ・顧客の海外移管を綿密にフォロー
- ・国内外一体の販売強化
- ・ローカル人材育成・活用
- ・機能性カラー分野の拡販
- ・提携等でのフィー収入

当社グループは、中期経営計画「Challenge2020」の2年目として、経営基盤を充実させていく所存です。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 重要な設備投資等および資金調達の状況

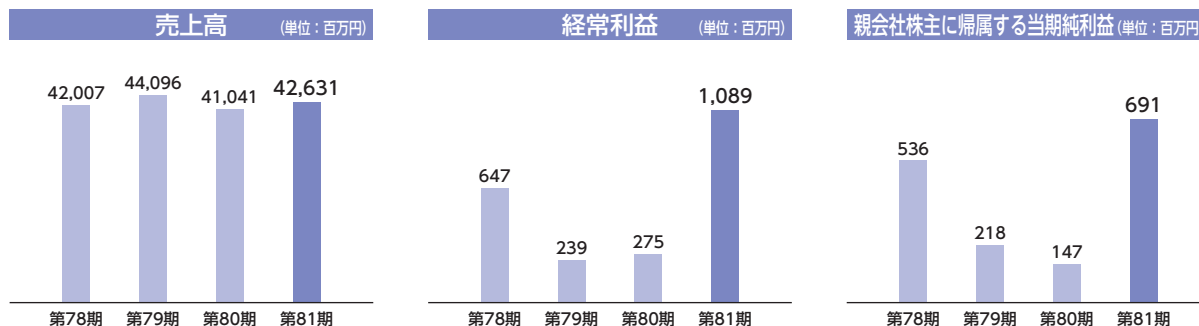
当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、10億8千万円でした。設備投資の内容は、樹脂コンパウンド、樹脂用着色剤の加工設備を中心に行いました。なお、所要資金は自己資金および銀行借入金で充当いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

①当社グループの財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期	第 79 期	第 80 期	第 81 期
	(平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで)	(平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで)	(平成27年4月1日から 平成28年3月31日まで)	(当連結会計年度) (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	42,007	44,096	41,041	42,631
経 常 利 益 (百万円)	647	239	275	1,089
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	536	218	147	691
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	34円17銭	13円89銭	9円40銭	44円01銭
純 資 産 (百万円)	11,414	12,681	11,922	12,665
総 資 産 (百万円)	25,513	27,285	26,354	27,597

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。
2. 第78期は特別利益として固定資産売却益を計上しました。
3. 第79期は為替の影響等もあり増収となりましたが販売構成の悪化により減益となりました。
4. 第80期は海外では取扱数量の減少により減収減益となりましたが、国内では取扱数量の増加と経費削減の効果もあり全体としては減収増益となりました。
5. 第81期は国内においては主に自動車産業・家電産業向け、海外においてはインドネシアが堅調に推移し、増収増益となりました。



②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 78 期 (平成25年 4月1日から 平成26年 3月31日まで)	第 79 期 (平成26年 4月1日から 平成27年 3月31日まで)	第 80 期 (平成27年 4月1日から 平成28年 3月31日まで)	第 81 期 (当事業年度) (平成28年 4月1日から 平成29年 3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	23,422	24,330	24,003	25,092
経 常 利 益 (百万円)	440	345	345	661
当 期 純 利 益 (百万円)	439	385	285	481
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	28円00銭	24円51銭	18円16銭	30円64銭
純 資 産 (百万円)	8,014	8,717	8,758	9,573
総 資 産 (百万円)	17,288	18,497	18,538	19,719

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）により算出しております。
 2. 第78期は自動車・建材産業向けが堅調に推移しました。
 3. 第79期は樹脂コンパウンド部門は比較的堅調に推移しましたが、樹脂用着色剤の販売の伸び悩みにより増収減益となりました。
 4. 第80期は受託品の取扱数量の増加による販売構成の変動により減収となりました。
 5. 第81期は樹脂コンパウンド・樹脂用着色剤・両部門共堅調に推移し、また販売構成の変化や経費削減効果もあり増収増益となりました。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

親会社に該当するものではありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
東京ピグメント株式会社	100,000千円	100.0%	樹脂コンパウンド
名古屋ピグメント株式会社	100,000	100.0	〃
大阪ピグメント株式会社	100,000	100.0	〃
ニッピ化成株式会社	50,000	100.0	加工カラー、樹脂用着色剤
Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.	13,500千 ^{シンガポール} ドル	100.0	樹脂コンパウンド
天津碧美特工程塑料有限公司	4,000千 ^{US} ドル	75.0	〃

(6) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社グループは各種樹脂コンパウンド、各種樹脂用着色剤、インキ塗料用着色剤、電子材料用着色剤液体分散体などの製造、販売を行っております。

(7) 当社グループの主要拠点 (平成29年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区
営業拠点 東京（千代田区）、大阪（大阪府中央区）、名古屋（名古屋市千種区）
国内生産拠点 埼玉川本工場（埼玉県深谷市）、大阪工場（大阪府柏原市）、
東京ピグメント(株)（埼玉県熊谷市）、ニッピ化成(株)（埼玉県熊谷市）
名古屋ピグメント(株)（愛知県犬山市）、大阪ピグメント(株)（奈良県大和郡山市）
海外拠点 Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.（シンガポール）、Nippon Pigment(M)Sdn.Bhd.
[Head Office and Shah Alam Plant]、[Penang Plant]（マレーシア）、
P.T.Nippisun Indonesia（インドネシア）、天津碧美特工程塑料有限公司（中国）、
NPK Co.,Ltd.（韓国）、上海新素材特種聚合物有限公司（中国）

(8) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

①当社グループの従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
男 性	796名	30名 (減)
女 性	117名	6名 (減)
合 計	913名	36名 (減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には臨時従業員（166名）は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減	平 均 年 齢	平均勤続年数
男 性	174名	16名 (減)	42.9歳	18.2年
女 性	31名	1名 (減)	38.4歳	16.4年
合 計 又は平均	205名	17名 (減)	42.2歳	17.9年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には出向社員（46名）および臨時従業員（63名）は含んでおりません。

(9) 主要な借入先 (平成29年3月31日現在)

借入先	期末借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,783百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,037
株式会社三菱東京UFJ銀行	546
株式会社十六銀行	513
株式会社日本政策投資銀行	264

(10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 15,758,994株 (うち自己株式54,039株)
- (3) 株主数 1,994名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
日本ピグメント取引先持株会	1,509千株	9.61%
株式会社みずほ銀行	780	4.97
株式会社十六銀行	698	4.45
日本化薬株式会社	519	3.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	501	3.19
東京海上日動火災保険株式会社	492	3.14
株式会社資生堂	491	3.13
三井住友信託銀行株式会社	438	2.79
東レ株式会社	358	2.29
長瀬産業株式会社	326	2.08

(注) 上記持株比率については、自己株式を控除した発行済株式の総数により算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

会社における地位および担当		氏 名	重要な兼職の状況
(代表取締役) 取締役社長	社長執行役員 経営全般・内部監査室・購買部担当	加藤龍巳	
専務取締役	専務執行役員 経営管理本部・総務部・経理部・品質保証室・ 海外事業管掌、法務コンプライアンス統括室担当	井手讓司	
取締役	執行役員 生産本部長、中国事業担当	平岡正彦	
取締役	執行役員 総務部・経理部・システム部担当	今井信一	
取締役 (常勤監査等委員)		三輪幸一	
取締役 (監査等委員)		鈴木道弘	
取締役 (監査等委員)		原田尚知	Mipox株式会社 取締役執行役員 ニチモウ株式会社 社外取締役

当社は平成28年6月29日より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

(注) 1. 鈴木道弘氏ならびに原田尚知氏は社外取締役であります。

2. 取締役三輪幸一氏は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通したものが取締役会以外の各種委員会へ出席することや内部監査室等との連携を密に図ること等により得られた情報をもとに、監査等委員会による監査の実効性を高めるためです。

3. 取締役（監査等委員）三輪幸一氏、鈴木道弘氏ならびに原田尚知氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

- ・三輪幸一氏は当社の経理部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- ・鈴木道弘氏、原田尚知氏は、金融機関での在籍ならびに他社での企業経営者としての経験もあり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当事業年度中において退任した役員は以下のとおりであります。
- 取締役 武田聡氏、宮本康弘氏ならびに綾義弘氏 平成28年6月29日 任期満了により退任（同日付で当社上席執行役員に就任いたしました。）
 - 社外取締役鈴木道弘氏 平成28年6月29日 任期満了により退任（同日付で当社取締役（監査等委員）に就任いたしました。）
 - 監査役三輪幸一氏ならびに社外監査役原田尚知氏 平成28年6月29日 任期満了により退任（同日付で当社取締役（監査等委員）に就任いたしました。）
 - 監査役植村俊広氏ならびに社外監査役鈴木仁氏 平成28年6月29日 任期満了により退任。

5. 当事業年度中における役員の担当の異動

平成28年6月29日に役員の担当を以下のとおり変更しております。

なお、当社は平成28年6月29日より執行役員制度を導入致しました。

氏名及び地位	新 担 当	旧 担 当
取締役社長 加藤 龍 巳	社長執行役員 経営全般・内部監査室・購買部担当	経営全般・内部監査室・購買部担当
専務取締役 井手 讓 司	専務執行役員 経営管理本部・総務部・経理部・品質保証室 ・海外事業管掌、 法務コンプライアンス統括室担当	経営管理本部・総務部・経理部・ 海外事業管掌、 法務コンプライアンス統括室担当
取締役 平岡 正 彦	執行役員 生産本部長、中国事業担当	経営管理本部長、海外事業・品質保証室担当
取締役 今井 信 一	執行役員 経理部長、総務部・システム部担当	経理部長、総務部・システム部担当

平成28年7月11日に役員の担当を以下のとおり変更しております。

氏名及び地位	新 担 当	旧 担 当
取締役 今井 信 一	執行役員 総務部・経理部・システム部担当	執行役員 経理部長、総務部・システム部担当

6. 当事業年度末日における取締役以外の執行役員は以下のとおりであります。

会社における地位および担当		氏名
上席執行役員	特命担当・品質保証室担当	武田 聡
上席執行役員	営業本部長兼営業管理部長	宮本 康弘
上席執行役員	開発本部長	綾 義弘
執行役員	購買部長	川原 伸二
執行役員	営業本部副本部長	古賀 義隆
執行役員	生産本部副本部長	田中 淳
執行役員	営業本部樹脂コンパウンド統括部長	光枝 孝宗
執行役員	経営管理本部長兼経営企画部長	田代 喜一
執行役員	生産本部副本部長兼埼玉川本工場長	至田 順彦

当社は平成28年6月29日より執行役員制度を導入致しました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役（監査等委員を除く）	8名	128百万円
取締役（監査等委員）	3名	20百万円
監査役	4名	9百万円
役員合計	15名	159百万円（うち社外3名12百万円）

(注) 1. 上記金額には、取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 上記報酬等の額には、当事業年度中に退任した役員に対する役員退職慰労金として費用計上した2百万円（取締役4名1百万円、監査役4名1百万円（うち社外3名594千円））及び平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会の役員退職慰労金打切支給決議に基づく打ち切り支給予定額として費用計上した2百万円（取締役4名）を含んでおります。なお、当社は、平成28年5月13日の取締役会で、取締役および監査役に対する役員退職慰労金制度の廃止を決議致しました。

3. 取締役（監査等委員を除く）8名の報酬の額には当事業年度に退任した武田聡氏、宮本康弘氏、綾義弘氏、鈴木道弘氏4名が含まれております。

4. 当社は平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

5. 上記のほか、平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会の弔慰金贈呈の決議に基づき、平成27年12月10日付で退任（逝去）した社外監査役1名への弔慰金として1百万円を支給しております。

6. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の限度額は、平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。

7. 監査等委員である取締役の報酬等の限度額は、平成28年6月29日開催の第80回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役鈴木道弘氏、取締役原田尚知氏、それぞれ間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しており、また、当社と監査役原田尚知氏間に会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結しておりました。その契約内容の概要は以下のとおりであります。

- ・取締役鈴木道弘氏、取締役原田尚知氏との締結内容

「社外取締役の会社法第423条第1項の責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外取締役を当然に免責するものとする。」

- ・監査役原田尚知氏との締結内容

「社外監査役の会社法第423条第1項の責任について、社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とし、これを超える部分について、当社は社外監査役を当然に免責するものとする。」

(注) 原田尚知氏との締結内容のうち、監査役としてのものは監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役としてのものは当該移行後の期間に係るものであります。

(4) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役原田尚知氏の重要な兼職状況:Mipox株式会社 取締役執行役員ならびにニチモウ株式会社 社外取締役

上記各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

- ②当該事業年度における主な活動状況

取締役会・監査役会・監査等委員会への出席状況は以下のとおりであります。

- ・取締役鈴木道弘氏：取締役会13回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席し、金融機関や他企業での豊富な経験と幅広い見識から当社の経営に関し適宜意見を述べております。
- ・取締役原田尚知氏：平成28年6月29日当社取締役就任後、取締役会13回のすべて、監査等委員会10回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験、企業経営者としての経験から、適宜発言を行っております。
- ・監査役原田尚知氏：平成28年6月29日当社監査役退任まで、取締役会3回のすべて、および監査役会3回のすべてに出席し、金融機関における豊富な経験、企業経営者としての経験から、適宜発言を行っております。

(注) 原田尚知氏の主な活動状況のうち、監査役としてのものは監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものであり、取締役としてのものは当該移行後の期間に係るものであります。

③独立役員の指定状況

取締役鈴木道弘氏、取締役原田尚知氏の2名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。

④当社の独立性判断基準は以下のとおりです。

当社は、社外役員が次の項目のいずれにも該当しない場合には、その社外役員は当社からの独立性を有しているものと判断する。

- I. 当社を主要な取引先とする者（注1）またはその業務執行者（注2）
- II. 当社の主要な取引先である者（注3）またはその業務執行者
- III. 当社を主要な株主（注4）とする者の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の業務を執行する役員、支配人その他の使用人、その他これらに準ずる者
- IV. 当社の主要な株主またはその取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員その他の業務を執行する役員、支配人その他の使用人、その他これらに準ずる者
- V. 当社から役員報酬以外に多額（注5）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- VI. 最近5年間に於いて上記I. からV. までのいずれかに掲げる者に該当していた者
- VII. 次のいずれかに掲げる者（重要な地位にある者（注6）に限る。）の近親者（注7）

①上記I. からVI. までに掲げる者

②当社の子会社の業務執行者

③当社の子会社の業務執行者ではない取締役（社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）

④最近5年間に於いて、上記VII. ②および③または当社の業務執行者（社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

（注1）「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者をいう。

（注2）「業務執行者」とは、法人その他の団体の①業務執行取締役、執行役、執行役員その他の業務を執行する役員、②業務を執行する社員、業務を執行する社員の職務を行うべき者その他これに相当する者、および③使用人をいう。

（注3）「当社の主要な取引先である者」とは、当社に対して、①当社の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の額の支払いを行っている者、または、②当社の直近事業年度末における当社の連結総資産の2%以上の額を融資している者をいう。

（注4）「主要な株主」とは、直近事業年度において、直接または間接的に総議決権の10%以上を保有する株主をいう。

（注5）「多額」とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人、組合等の場合は、当該団体の連結総売上高もしくは総収入の2%以上の額をいう。

（注6）「重要な地位にある者」とは、例えば、業務執行者については役員・部長クラス以上の者を、コンサルタント・会計専門家・法律専門家においては所属公認会計士・所属弁護士等をいう。

（注7）「近親者」とは、二親等内の親族をいう。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

明治アーク監査法人

(注) 当社の会計監査人でありました聖橋監査法人(消滅法人)は、平成28年7月1日付で明治アーク監査法人(存続法人)と合併いたしました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28百万円
②	当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、Nippon Pigment(S)Pte.Ltd.、天津碧美特工程塑料有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の法定監査を受けております。
3. 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由
監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬額の見積もりの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意致しました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、および公序良俗に反する行為があったと判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（平成29年3月31日現在）

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（いわゆる内部統制システム）について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

I. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社グループの全ての役職員が遵守すべき基本的な内部規範として「日本ピグメントグループ行動規範」を定めるとともに、「コンプライアンスの基本方針」を定め、コンプライアンスの徹底に努める。
- ②当社は、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、当社グループのコンプライアンス制度を統括させるとともに、法務コンプライアンス統括室を設置し、内部統制体制のモニタリングおよびコンプライアンス体制の推進を図る。社長は、コンプライアンス管理の実施状況について取締役会に報告を行う。
- ③当社グループにおける法令・諸規則および諸規程に反する行為等を早期に発見し是正することを目的とし、内部通報制度を設ける。
- ④当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対し、毅然とした姿勢で組織的に取り組み、不当要求事案等が発生した場合は警察等関連機関とも連携して対処する。

II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、当社の社内規程に従い、その保存媒体に応じ遺漏なきよう十分な注意をもって保存・管理を行う。取締役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ等に係るリスクについては、各担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスクの状況の監視および全社的な対応は、リスク管理規程、災害対策規程に基づき総務部が行うものとする。緊急事態が発生し、必要と認められた場合には緊急対策本部を設置し対応する。

IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、当社グループの取締役、執行役員、社員が共有する全社的な目標を定め、その目標達成のために各部門の具体的目標および効率的な達成の方法を定め、IT等を活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

V. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社および子会社からなるグループ全体の内部統制システム構築のため、社長を委員長とする内部統制対応プロジェクト委員会を設置し、グループ全体での取り組みを推進する体制を整備する。
- ②当社と子会社との間で締結される「経営管理契約」ならびに当社が定める「国内子会社経営管理運営細則」および「海外子会社経営管理運営細則」において、当社子会社に対し、子会社の経営状況について当社への定期的な報告を義務づけるとともに、子会社において発生した経営上の重要な事象について当社への都度の報告を義務づける。
- ③コンプライアンス委員会ならびに業務監査委員会は、グループ全体の業務の適正を確保するため、それぞれ法務コンプライアンス統括室および内部監査室を指揮し、当社グループ各社の社長ならびに担当窓口と連携して、グループ全体の業務の適正確保に努める。

VI. 監査等委員である取締役の職務を補助する使用人等に関する事項

- ①当社は、監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人として内部監査室の職員を配置する。
- ②内部監査室長は、監査計画の作成および監査実施にあたり、監査等委員会および会計監査人との意見交換を図り、効率的な監査の実施に努めるとともに、監査等委員である取締役が委員として参画する業務監査委員会を補佐し、同委員会に対し監査報告を行う。
- ③監査等委員会は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役（監査等委員である取締役を除く）、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。
- ④内部監査室の職員の評価および異動については、事前に監査等委員会の意見を徴し、これを尊重するものとする。

VII. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）または使用人は、当社の監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項をすみやかに報告する。
- ②監査等委員である取締役は、当社グループの内部監査制度を統括する社長直轄の組織である業務監査委員会の委員として、内部監査室長から社内各部署の監査報告を受ける。また、監査等委員である取締役は、コンプライアンス委員会、CSR推進協議会に委員として出席する。
- ③当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人は、当社の監査等委員会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明を行う。

- ④代表取締役社長と監査等委員会の定期的な意見交換の場を設ける。
- ⑤当社は、当社の監査等委員である取締役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- ⑥当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (注) 当社は平成28年6月29日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、「6.業務の適正を確保するための体制」は平成28年6月29日開催の取締役会において一部改定を決議しており、上記は改定後の内容となっています。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

I. コンプライアンス

当社は「コンプライアンスの基本方針」に基づき、取締役会が設置したコンプライアンス委員会を四半期毎に開催しました。また、従業員に対してはコンプライアンス職場研修を定期的を実施し、平成28年度は反社会的勢力との関係遮断、女性活躍推進法における行動計画の推進、情報セキュリティの重要性などについての研修を行い、同時に、社員がコンプライアンスに関しての問題等を発見した場合に報告・相談できる「コンプライアンス相談窓口」（社内・社外に設置）についても周知徹底しております。また、当社グループC S Rガイドラインに基づきC S R推進協議会を年2回開催し「倫理」「労務」の年度目標および「環境」「安全衛生」の年度計画の上程および活動状況の報告などをしてしております。

II. リスク管理

リスク管理規程に基づき年一回主管部署によりリスクの洗い出しを行い執行役員会において報告を行っております。

III. グループ会社経営管理

国内および海外の子会社が重要事項を決定する場合は、子会社稟議決裁基準に基づき、当社の取締役会または執行役員会（または担当役員）において事前に承認をしております。また、子会社経営管理運営細則に基づき、各四半期における各子会社の社内監査の実施状況およびその結果ならびにリスク管理等の報告を受けております。

IV. 監査役会・監査等委員会

監査役会は本年度は3回開催され、監査役相互の情報交換を行うとともに、常勤監査役が実施した当社および国内外子会社の監査内容および結果について報告を行っております。ならびに監査

等委員会は本年度は10回開催され、監査等委員相互の情報交換を行うとともに、常勤監査等委員が実施した当社および国内外子会社の監査内容および結果について報告を行っております。監査等委員会は業務執行取締役、会計監査人ならびに内部監査室との面談を行い、業務執行、会計監査ならびに内部監査の実施等について情報収集を行っております。また、常勤監査等委員は「取締役会」のほか「コンプライアンス委員会」「業務監査委員会」「CSR推進協議会」等の重要な機関の協議の場に参加し、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

V. 内部監査の実施状況

内部監査室は年度監査計画書に基づき、当社ならびに当社国内外グループの内部監査を実施し、業務監査委員会に報告をしております。

(注) 当社は平成28年6月29日に監査役設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への安定配当の継続を基本として、当期と今後の業績および経営基盤強化のための内部留保を勧奨して配当を行うこととしております。

上記方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、平成29年5月12日の取締役会において、1株当たり8円とし、平成29年6月13日を支払い開始日とすることを決定させていただきました。



本事業報告中の記載金額および株式数は表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入して記載しております。

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,079,080	流動負債	11,248,964
現金及び預金	2,233,504	支払手形及び買掛金	5,980,004
受取手形及び売掛金	7,063,031	短期借入金	3,896,727
製 品	2,197,622	未払法人税等	229,854
原材料及び貯蔵品	2,046,830	賞与引当金	178,078
繰延税金資産	159,923	そ の 他	964,299
そ の 他	379,096	固定負債	3,683,404
貸倒引当金	△929	長期借入金	2,363,523
固定資産	13,518,630	繰延税金負債	855,824
有形固定資産	8,281,800	退職給付に係る負債	400,394
建物及び構築物	2,574,784	そ の 他	63,662
機械装置及び運搬具	1,827,726	負債合計	14,932,368
工具、器具及び備品	123,120	(純資産の部)	
土 地	3,604,184	株 主 資 本	11,251,546
建設仮勘定	151,984	資 本 金	1,481,159
無形固定資産	63,854	資 本 剰 余 金	1,047,700
借 地 権	6,838	利 益 剰 余 金	8,738,836
そ の 他	57,016	自 己 株 式	△16,150
投資その他の資産	5,172,975	その他の包括利益累計額	489,834
投資有価証券	4,582,832	その他有価証券評価差額金	1,369,211
長期貸付金	420	為替換算調整勘定	△613,589
退職給付に係る資産	115,604	退職給付に係る調整累計額	△265,786
繰延税金資産	241,159	非支配株主持分	923,962
そ の 他	247,223	純 資 産 合 計	12,665,343
貸倒引当金	△14,265	負債及び純資産合計	27,597,711
資 産 合 計	27,597,711		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		42,631,252
売上原価		38,682,720
売上総利益		3,948,531
販売費及び一般管理費		2,902,493
営業利益		1,046,038
営業外収益		
受取利息及び配当金	73,102	
持分法による投資利益	79,987	
スクラップ売却益	23,613	
受取保険金	8,029	
その他の	50,958	235,691
営業外費用		
支払利息	97,531	
為替差損	43,895	
その他の	51,230	192,657
経常利益		1,089,071
特別利益		
固定資産売却益	6,200	
投資有価証券売却益	71,276	77,477
特別損失		
固定資産除売却損	3,932	
その他の投資評価損	30,236	
債務保証損失	51,133	
その他の	13,632	98,935
税金等調整前当期純利益		1,067,613
法人税、住民税及び事業税	300,332	
法人税等調整額	18,722	319,054
当期純利益		748,558
非支配株主に帰属する当期純利益		57,354
親会社株主に帰属する当期純利益		691,204

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	8,448,898	流動負債	7,141,360
現金及び預金	1,274,874	支払手形	92,755
受取手形	280,230	買掛金	3,598,330
売掛金	4,751,054	短期借入金	1,340,000
製品	1,195,487	1年内返済予定の長期借入金	957,554
原材料及び貯蔵品	724,476	未払金	577,690
前払費用	5,867	未払消費税等	61,258
短期貸付金	25,000	未払法人税等	192,228
繰延税金資産	121,349	未払費用	114,972
その他	71,188	預り金	18,427
貸倒引当金	△629	賞与引当金	109,556
		その他	78,586
固定資産	11,271,058	固定負債	3,004,836
有形固定資産	4,297,708	長期借入金	2,134,077
建物	1,032,341	繰延税金負債	807,097
構築物	21,680	その他	63,662
機械及び装置	458,815	負債合計	10,146,196
車両運搬具	20,720	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	47,209	株主資本	8,204,821
土地	2,595,973	資本金	1,481,159
建設仮勘定	120,968	資本剰余金	1,047,700
無形固定資産	13,128	資本準備金	1,047,700
投資その他の資産	6,960,221	利益剰余金	5,692,112
投資有価証券	3,211,789	利益準備金	277,800
関係会社株式	3,008,597	その他利益剰余金	5,414,312
関係会社出資金	161,536	固定資産圧縮積立金	282,506
前払年金費用	458,926	別途積立金	4,070,000
その他	176,886	繰越利益剰余金	1,061,805
貸倒引当金	△14,265	自己株式	△16,150
投資損失引当金	△43,250	評価・換算差額等	1,368,938
		その他有価証券評価差額金	1,368,938
資産合計	19,719,957	純資産合計	9,573,760
		負債及び純資産合計	19,719,957

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		25,092,589
売上原価		22,468,103
売上総利益		2,624,486
販売費及び一般管理費		2,183,279
営業利益		441,206
営業外収益		
受取利息	1,265	
受取配当金	83,231	
その他	267,173	351,670
営業外費用		
支払利息	64,043	
その他	67,503	131,546
経常利益		661,331
特別利益		
固定資産売却益	1,361	
投資有価証券売却益	93,121	94,483
特別損失		
固定資産除売却損	2,545	
貸倒引当金繰入額	400	
投資損失引当金繰入額	43,250	
債権放棄損失	7,589	53,785
税引前当期純利益		702,029
法人税、住民税及び事業税	190,000	
法人税等調整額	30,773	220,773
当期純利益		481,256

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

日本ピグメント株式会社

取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田 敬	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大樹	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長井 裕太	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ピグメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ピグメント株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

日本ピグメント株式会社
取締役会 御中

明治アーク監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	永田 敬	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松浦 大樹	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	長井 裕太	Ⓜ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ピグメント株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第81期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 明治アーク監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月26日

日本ピグメント株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 三輪 幸一 ㊟

監査等委員(社外取締役) 鈴木 道弘 ㊟

監査等委員(社外取締役) 原田 尚知 ㊟

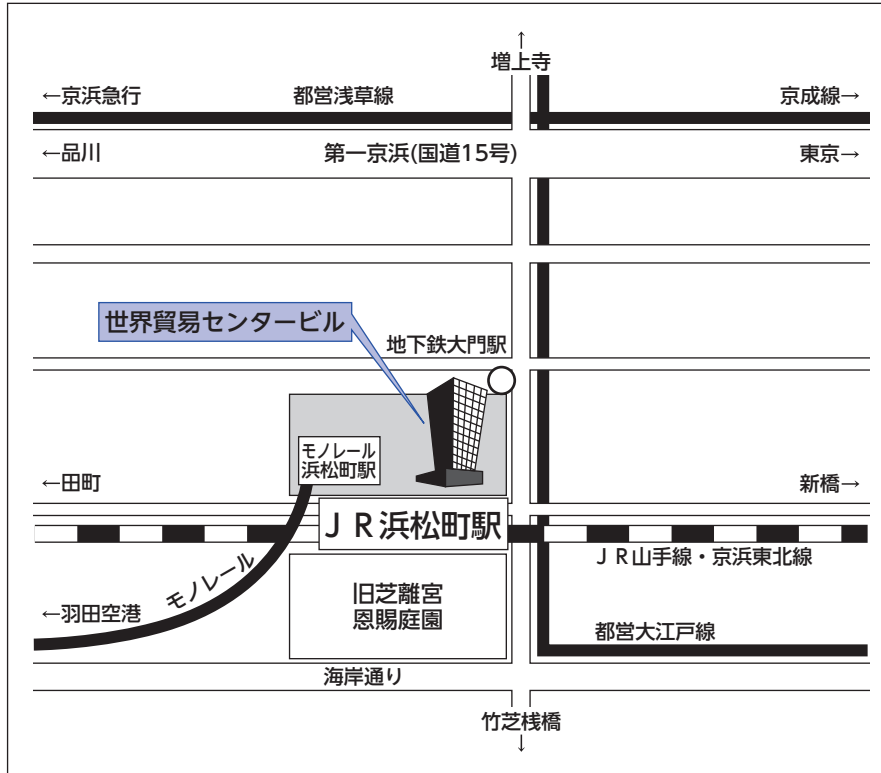
以 上

株主総会会場ご案内図

世界貿易センタービル38階 スカイホール「マリン」

〒105-6103 東京都港区浜松町二丁目4番1号

TEL.03-3435-3777



- JR (山手線・京浜東北線) 浜松町駅直結
- 東京モノレール浜松町駅直結
- 都営地下鉄浅草線・大江戸線大門駅直結 (B3出口)